

令和3年第7回 階上町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年7月12日（月）午後1時55分から午後2時15分

2. 開催場所 階上町役場 3階 委員会室

3. 出席委員 （9人）

2番	笹山	勝彦
4番	鹿原	仁
5番	堰合	とし
6番	阿部	範彦
8番	長根	義則
9番	久保	雅庸
10番	中城	司
11番	郷州	公典
会長	14番	百目木 憲一

4. 欠席委員 （5人）

1番	坂	政和
3番	荒道	秀雄
7番	浜谷	秀雄
12番	土橋	剛
会長職務代理者	13番	横道 文男

5. 出席農地利用最適化推進委員（1人）

鳥屋部 地区 堰合 繁

6. 欠席推進委員 （8人）

石鉢 地区	森	正浩
金山沢 地区	向井	成男
田代 地区	水合	達徳
登切 地区	清水頭	保孝
赤保内 地区	桑原	英世
大蛇 地区	上山	清治
道仏 地区	糸坪	岩雄
小舟渡 地区	平戸	三雄

7. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

第4 議案第16号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

第5 議案第17号 農用地利用集積計画の決定について

8. 農業委員会事務局職員

参 事 (事務局長) 引敷林 広 貴

総括主幹 (事務局次長) 森 淳

総括主幹 境 祥 子

9. 総会の概要

議 長	<p>ただいまの出席委員は、農業委員 9 名、推進委員 1 名です。農業委員の数が過半数に達していますので、令和 3 年第 7 回階上町農業委員会総会を開催します。</p> <p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p> <p>日程第 1、「会議録署名委員の指名について」を議題とします。</p> <p>会議録署名委員は、議長において、11 番 郷州委員、5 番 堰合委員を指名します。</p> <p>日程第 2、「会期の決定について」を議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>会期は本日 1 日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定します。</p> <p>これより、議事に入ります。</p> <p>日程第 3、報告第 6 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」の件を議題といたします。</p> <p>事務局より案件の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、<u>報告第 6 号</u>について朗読いたします。</p> <p><u>1 ページ</u>をお願いします。【議案朗読】</p> <p>報告第 6 号の詳細についてご説明いたします。</p> <p>番号 2 は、借受人が貸渡人より農地法第 3 条により使用貸借していた農地について、令和 19 年 7 月までの貸借期間がございしますが、借受人②がそばの作付のため使用することになり、双方の合意に基づき解約することとしたので、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書を作成し、農業委員会に届出があったものです。その受理したことについて直近の農業委員会に報告するものです。</p> <p>以上で議案の朗読並びに説明を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。これより議事に入ります。ただいまの日程第 3、報告第 6 号「農地法第 18 条第 6 項に規定による通知書の受理について」にご異議ありませんか。</p>

委員	(「異議なし」との声あり)
議長	<p>無いようですので、報告第 6 号「農地法第 18 条第 6 項に規定による通知書の受理について」の件を終了します。</p> <p>次に日程第 4、議案第 16 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」の件を議題といたします。</p> <p>事務局より案件の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、<u>議案第 16 号</u>について朗読いたします。</p> <p><u>2 ページ</u>をご覧ください。【議案朗読】</p> <p>議案第 16 号の詳細について説明いたします。</p> <p>本案は番号 10 から 14 まででございますが、いずれも使用貸借により、借受人が借り受け、そばの作付を行うものです。借受人はこれまでも近隣の農地について借り受けてそばの作付を行っていることから、農地法第 3 条第 2 項各号の規定には該当しないと判断できるので、許可相当と判断したものです。</p> <p>以上で朗読及び説明を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関連して、番号 10 から 14 の地区担当の堰合推進員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>7 月 1 日午後、会長、局長、次長、鹿原委員、私、借受人の 6 名で現地確認をいたしました。詳細については事務局の説明のとおりです。審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局並びに推進委員の説明について、質疑のある方は挙手をお願いいたします。</p>
委員	(「質問なし」との声あり)
議長	<p>無いようですので採決します。議案第 16 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」の件に賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p>

委員	(全員挙手)
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 16 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」の件は承認します。</p> <p>次に日程第 5、議案第 17 号「農用地利用集積計画の決定について」の件を議題とします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、<u>議案第 17 号</u>について朗読いたします。</p> <p><u>4 ページ</u>をご覧ください。【議案朗読】</p> <p>議案第 17 号の詳細について説明いたします。</p> <p>本案は、番号 25 から番号 29 まででございますが、申請人が基盤法を用い賃貸借により借用し、そばと大豆の作付を行うものです。番号 25 については新規で、番号 26 から番号 29 については期間満了に伴い 5 年間の更新を行うものです。これまでも善良な管理ものと農業生産を行っていることから、農地法第 3 条第 2 項の各号の規定には該当せず、許可相当とするものです。</p> <p>以上で朗読及び説明を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	(「質問なし」との声)
議長	<p>無いようですので、採決します。議案第 17 号「農用地利用集積計画の決定について」の件に賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p>
委員	(全員挙手)
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 17 号「農用地利用集積計画の決定について」の件は原案のとおり決定し、階上町長に回答します。</p> <p>これにて本会議に付議された全案件が終了しました。</p> <p>以上をもちまして、令和 3 年第 7 回階上町農業委員会総会を閉会いたします。</p>

事務局	<p>修礼を行います。 礼。直れ。ご着席ください。</p> <p>令和3年7月12日</p> <p>議事録署名者 議長 <u>百目木 憲一</u></p> <p>5番 <u>堰合 とし</u></p> <p>11番 <u>郷州 公典</u></p>
-----	--